

2015年世界無線通信会議（WRC-15）に向けた我が国の暫定見解（案）

議題 1.1 IMT への追加周波数特定等

決議第 233（WRC-12）に従って、地上モバイルブロードバンドアプリケーションの発展を促進するため、移動業務への追加一次分配、IMT への追加周波数特定及び関連規制条項を検討すること。

<議題の概要>

IMT システム及び他の地上モバイルブロードバンドシステムにおける追加の周波数要求とともに、既存業務の保護及び協調の必要性を考慮し、当該システムの候補周波数帯について検討を行い、移動業務への追加一次分配、IMT への追加周波数特定及び関連規制条項を検討するもの。

<暫定見解案>

・国際電気通信連合（ITU）無線通信部門（ITU-R）における周波数要求条件に関する検討を踏まえ、増大する移動通信トラフィックに対応するため、IMT に将来的に必要となる十分な帯域幅が確保されるべきである。

・世界的な規模での（あるいは状況により、地域及びより多くの国への）移動業務への追加分配及び IMT への追加特定にあつては、既存業務の保護について、ITU-R において十分に技術検討を行う必要がある。

・ITU-R において、1427.9-1462.9/1475.9-1510.9 MHz、3400-4200MHz 及び 4400-4900MHz については、IMT に適した周波数帯との検討結果を得ている。

・ITU-R における検討結果を踏まえ、1427.9-1462.9/1475.9-1510.9 MHz、3400-4200MHz 及び 4400-4900MHz について、世界的な規模での（あるいは状況により、地域及びより多くの国への）移動業務への一次分配及び IMT への特定を支持する。

議題 1.2 第一地域における 694-790MHz 帯の移動業務への分配

決議第 232（WRC-12）に従って、第一地域における 694-790MHz 帯の移動業務（航空移動業務を除く）への分配に関する ITU-R の検討結果を調査するとともに、適切な措置を検討すること。

<議題の概要>

第一地域（欧州、アフリカ等）における 694-790MHz 帯での移動業務（航空移動業務を除く）への一次分配及び IMT への特定に関し、WRC-15 後速やかに有効とするための検討を行うもの。なお、当該周波数帯における下端については、WRC-15 での議論によるとされている。

<暫定見解案>

本議題については、第一地域における分配を議論するものであるものの、その周波数分配は APT 地域との調和を考慮して決められることが望ましい。

議題 1.3 ブロードバンド公共保安及び災害救援（PPDR）の導入

決議第 648（WRC-12）に従って、ブロードバンド PPDR に関し、決議第 646（WRC-12、改）の改定を検討すること。

<議題の概要>

決議第 648 (WRC-12) において ITU-R に対して要請されているブロードバンド PPDR とそのさらなる発展に関する技術的、運用上の課題に関する研究結果に基づき、決議第 646 (WRC-12、改) の改定に関し適切な措置を検討するもの。

<暫定見解案>

ブロードバンド PPDR 用周波数の追加については、各国の既存業務に対する影響を考慮して ITU-R 及びアジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 無線通信グループ会合 (AWG) における研究を適切に実施すべき。

他国より、ITU-R WP5A において提案のあった 700MHz 帯、800MHz 帯の周波数を第 3 地域の PPDR 用特定周波数とする提案があった場合には、当該周波数帯は我が国において IMT 用に割り当てている状況を踏まえて、我が国への影響を最小限にする。

議題 1.4 5250-5450kHz 帯におけるアマチュア業務への二次的基礎での分配

決議第 649 (WRC-12) に従って、5250-5450kHz の周波数帯内において、アマチュア業務に可能な新規の二次的基礎での分配を検討すること。

<議題の概要>

決議第 649 (WRC-12) において ITU-R に対して要請されている研究結果に基づき、5250-5450kHz の周波数帯において、帯域全体である必要はなく、また、幾つかのポイント周波数でも良いが、目的に適うスペクトラム量を、アマチュア業務に二次的基礎で分配する可能性を検討するもの。

<暫定見解案>

5250-5450 kHz は、我が国において固定及び移動業務に一次分配で割り当てられ、使用されている。よって、有害な混信の排除を含めたアマチュア業務と既存の一次業務との両立性が達成できるまで、本周波数帯における二次的基礎でのアマチュア業務への新規分配については、適当でない。既存の一次業務の保護の観点から、ITU-R における研究を注視すべき。

議題 1.5 無人航空機システム (UAS) のための周波数並びに規制関連事項

決議第 153 (WRC-12) に従い、非隔離空域における UAS の制御及び非ペイロード通信のため、付録第 30、30A 及び 30B を条件としない固定衛星業務 (FSS) に分配された周波数帯の使用を検討すること。

<議題の概要>

UAS の制御及び非ペイロード (CNPC) リンクの安全運用を確保するよう、UAS の CNPC のための FSS の周波数帯の使用を支援するための規制措置について、検討するもの。

<暫定見解案>

UAS については、ITU-R WP5B において議論がなされているところであり、引き続き ITU-R における研究活動を支持する。また、FSS への分配帯域での UAS の使用に当たっては、既存の業務に影響がないよう、ITU-R で十分な研究が行われることが必要である。

議題 1.6 固定衛星業務 (FSS) への追加一次分配の検討

決議第 151 (WRC-12) 及び決議第 152 (WRC-12) にそれぞれしたがって、ITU-R の研

究の結果を考慮して、以下のことを検討すること。また、それぞれの範囲内の FSS への現在の分配に関する規制条項を見直すこと。

Issue 1.6.1 第一地域において 10-17 GHz の範囲で 250 MHz の FSS（地球から宇宙及び宇宙から地球）への追加の一次分配の可能性

Issue 1.6.2 13-17 GHz の範囲内で、第二地域においては 250 MHz の、第三地域においては 300 MHz の FSS（地球から宇宙）への追加の一次分配の可能性

<議題の概要>

本議題は、第一地域においては、10-17 GHz の範囲で 250 MHz の FSS（地球から宇宙及び宇宙から地球）への一次分配を検討し、第二地域及び第三地域においては、13-17 GHz の範囲内で、250 MHz（第二地域）又は 300 MHz（第三地域）の FSS（地球から宇宙）への一次分配を検討するもの。

<暫定見解案>

FSS への追加の周波数の分配や既存の規定の見直しに当たっては、アップリンク/ダウンリンクそれぞれに分配されている周波数帯のバランスを改善することで一層の周波数有効利用を促進するため、既存の一次業務を適切に保護した上で、周波数帯の国際分配や規定を見直すことを支持する。また、そのための ITU-R の適切かつ十分な研究を支持する。

議題 1.7 固定衛星業務 (FSS) (地球から宇宙) による 5091-5150 MHz 帯の使用の見直し

決議第 114 (WRC-12、改) に従い、(移動衛星業務 (MSS) における非静止移動衛星 (NGSO) システムのフィーダリンクに限り) FSS (地球から宇宙) による 5091-5150 MHz 帯の使用を見直すこと。

<議題の概要>

現在、5091-5150 MHz 帯は、航空移動業務 (AMS)、航空移動衛星 (R) (AMS(R)S) 及び航空無線航行業務 (ARNS) に分配されているが、RR 脚注 5.444A により、FSS (地球から宇宙) にも、MSS の NGSO システムのフィーダリンクに限り、一次的基礎で付加分配されている。ただし、この脚注では、2018 年 1 月 1 日以降、FSS は ARNS に対して二次業務に格下げされることとなっている。

そこで、既存の FSS の一次分配の無期限の延長の可否を検討するため、本議題により、5091-5150 MHz 帯における ARNS の新たなシステムと MSS の NGSO システムのフィーダリンク (地球から宇宙) を提供する FSS との共用に関する技術的及び運用的な問題を検討する。

<暫定見解案>

5091-5150 MHz 帯の FSS の使用期限を削除するための ITU-R の研究を支持する。

議題 1.8 船上地球局 (ESV) に関連する規定の見直し

決議第 909 (WRC-12) に従って実施された研究に基づき、ESV に関連する決議第 902 (WRC-03) の規定を見直すこと。

<議題の概要>

本議題は、5925-6425 MHz 及び 14.0-14.5 GHz のアップリンク帯における固定衛星業務 (FSS) で運用する ESV に関連する規定を見直し、他の業務を保護しつつ使用されている又は使用が計画されている現行の ESV の技術及び技術特性を反映するよう、決議第 902 (WRC-03) の修正の可能性を検討するもの。

<暫定見解案>

ESVに係る規定の見直しに当たっては、5925-6425 MHz帯及び14.0-14.5 GHz帯における既存の電通業務（固定）が適切に保護され、かつESVの運用条件の見直しの中でESVに現行以上の制約が課されないよう、ITU-Rにおいて十分な研究がなされることが必要である。

ただし、地上業務保護等のために現状の離隔距離を維持することについては受け入れることができる。

議題 1.9 7150-7250 MHz帯（宇宙から地球）及び8400-8500 MHz帯（地球から宇宙）の固定衛星業務（FSS）への分配及び7375-7750 MHz帯及び8025-8400 MHz帯の海上移動衛星業務（MMSS）への分配

決議第758（WRC-12）に従い、以下のことを検討すること。

Issue 1.9.1 適切な共用条件に従い、FSSへ7150-7250 MHz帯（宇宙から地球）及び8400-8500 MHz帯（地球から宇宙）を新たに分配することの可能性

Issue 1.9.2 適切な研究の結果を踏まえて、MMSSへ7375-7750 MHz帯及び8025-8400 MHz帯を分配することの可能性及び追加の規制措置

<議題の概要>

7/8 GHz帯は、FSSに7250-7750 MHz帯（宇宙から地球）及び7900-8400 MHz帯（地球から宇宙）が分配されており、RR脚注5.461に従い、移動衛星業務（MSS）に7250-7375 MHz帯（宇宙から地球）及び7900-8025 MHz帯（地球から宇宙）が分配されている。その他、7/8 GHz帯は、宇宙研究業務（SRS）や、固定業務（FS）、移動業務（MS）、気象衛星業務や地球探査衛星業務（EESS）（宇宙から地球）等へ分配されている。なお、現行RRにおいて、SRS深宇宙バンドが他の宇宙業務と周波数を共用している帯域はない。

いくつかの主管庁から、7/8 GHz帯における現在又は将来のアプリケーションのためには、現在、衛星業務に分配されている周波数幅では不十分であり、次世代衛星におけるデータ伝送のためには最大で約100 MHz幅の周波数帯幅が必要であるとされている。加えて、領海を超えて運用するMMSSも期待されている。

本議題は、これらの状況を踏まえ、既存業務との共用検討を行い、以下2点のFSS及びMMSSへの追加分配の可能性及び規制措置を検討するもの。

- ・ 既存のFSS帯の隣接バンドである7150-7250 MHz帯（宇宙から地球）及び8400-8500 MHz帯（地球から宇宙）におけるFSSへの新たな分配の可能性
- ・ 既存のMMSS帯の隣接バンド（既存のFSS帯域内）である7375-7750 MHz帯（宇宙から地球）及び8025-8500 MHz帯（地球から宇宙）におけるMMSSへの追加分配

<暫定見解案>

Issue 1.9.1

既存の一次業務が適切に保護されるよう、ITU-Rで十分な研究が行われることが必要である。また、FSSへの追加分配を実現するためには、既存業務の保護を確実にするため、実現可能かつ現実的な規則条項に関する十分な検討が必要である。

Issue 1.9.2

既存の一次業務が適切に保護されるよう、ITU-Rで十分な研究が行われることが必要である。また、MMSSへの追加分配を実現するためには、既存業務の保護を確実にするため、実現可能かつ現実的な規則条項に関する十分な検討が必要である。

議題 1.10 22-26 GHz の周波数範囲内での移動衛星業務 (MSS) (地球から宇宙、宇宙から地球) への分配

決議第 234 (WRC-12) に従って、22-26 GHz の周波数の範囲内で、IMT や広帯域用途のための衛星コンポーネント含む、地球から宇宙、宇宙から地球の方向で MSS のための周波数要求及び追加の周波数分配を検討すること。

<議題の概要>

本議題は、22-26 GHz 帯において、IMT 衛星コンポーネントや衛星ブロードバンドアプリケーションのために必要な周波数を確保するための検討を行うもの。

なお、これまで (前研究会期)、2020 年までに IMT 衛星コンポーネントや 4-16 GHz 帯における衛星ブロードバンドアプリケーションに不足する周波数数量に関する研究がなされており、これらの研究結果は、それぞれ以下のとおり、ITU-R 報告 M.2077 及び M.2218 にまとめられている。

- 報告 M.2077 (2020 年までに IMT 衛星コンポーネントに不足する周波数数量)
19-90 MHz 幅 (地球から宇宙)、144-257 MHz 幅 (宇宙から地球)
- 報告 M.2218 (2020 年までに 4-16 GHz 帯における MSS に不足する周波数数量)
240-335 MHz 幅 (地球から宇宙、宇宙から地球)

<暫定見解案>

既存の一次業務が適切に保護されるよう、ITU-R で十分な研究が行われることが必要である。

議題 1.11 7-8GHz 帯における地球探査衛星業務 (EESS) (地球から宇宙) への分配

決議第 650 (WRC-12) に従い、7-8GHz 帯における EESS (地球から宇宙) への一次分配を検討すること。

<議題の概要>

現在、EESS の衛星トラッキング・テレメトリ・コントロール (TT&C) 用に使用できる帯域は、2025- 2110 MHz 帯 (地球から宇宙、宇宙から宇宙) 及び 2200- 2290 MHz 帯 (宇宙から地球、宇宙から宇宙) であるが、宇宙研究業務 (SRS) 及びその他の宇宙運用業務とも共用しているため、衛星の打上げ数の増加と共にこの帯域の使用はひっ迫してきている。一方、8025-8400 MHz 帯には既に EESS データのダウンリンク用 (宇宙から地球) への分配があり、7/8 GHz 帯でこのダウンリンクと組み合わせることにより、EESS (地球から宇宙) の TT&C 用に効率的に使用することができる。

そこで、本議題により、8025-8400MHz 帯における EESS (宇宙から地球) のテレメトリ運用とペアになる EESS (地球から宇宙) への追加分配のため、7/8 GHz 帯における EESS (地球から宇宙) の遠隔操作の周波数要求量を研究し、そのために必要となる EESS (地球から宇宙) と既存業務の両立性に関する検討を行う。なお、7145-7235 MHz 帯を優先的に検討し、7145-7235 MHz 帯において適当な帯域が見つからない場合のみ、7/8 GHz 帯の他の帯域について研究する。

<暫定見解案>

既存の一次業務の保護を確保した上で、7190-7250 MHz 帯を EESS (地球から宇宙) へ一次分配するという現在の ITU-R の研究を支持する。

議題 1.12 8700-9300MHz 帯及び又は 9900-10500MHz 帯における地球探査衛星業務 (EESS) (能動) への周波数分配 (600MHz 幅) に向けた議題

決議第 651 (WRC-12) に従い、9300-9900 MHz 帯における EESS (能動) への現在の世界的分配を、8700-9300 MHz 帯及び/又は 9900-10500 MHz 帯で最大 600 MHz 拡大することを検討すること。

<議題の概要>

地球環境を監視するため、広帯域によって実現されるレーダー画像の解析の需要が増大しているが、更なる高解像度のために、既存の 9300- 9900 MHz 帯における EESS の帯域を 600 MHz 幅拡大することが必要とされている。

そこで、本議題により、既存業務を保護し、かつ、安全業務に用いられる 9000-9200MHz 帯の航空無線航行業務 (ARNS) 及び 9200-9500 MHz 帯の海上無線航行業務 (MMSS) を考慮した上で、既存の EESS の帯域 (9300-9900 MHz 帯) の前後に、最大で 600 MHz 幅拡大するための検討を行うもの。

<暫定見解案>

検討帯域及び隣接帯域における既存の一次業務の保護を確保し、かつ、安全業務に用いられる 9000-9200MHz 帯の ARNS 及び 9200-9500 MHz 帯の MMSS を考慮した上で、9300-9900 MHz 帯の既存の EESS (能動) 周波数幅を拡大するための現在の ITU-R の研究を支持する。

議題 1.13 有人宇宙船間通信の利用拡大に関する議題

決議第 652 (WRC-12) に従い、5km の距離制限を緩和する可能性を調査するとともに、宇宙探査業務 (SRS) (宇宙から宇宙) を、周回有人宇宙船と通信を行う宇宙船による近接活動の用に供することを視野に RR 脚注 5.268 を見直すこと。

<議題の概要>

410-420 MHz 帯は固定業務 (FS)、移動業務 (MS) (航空移動を除く) 及び宇宙研究業務 (SRS) (宇宙から宇宙) に一次分配されているが、RR 脚注 5.268 は、SRS の運用を周回有人宇宙船から 5km 以内に制限している。また、同脚注は、船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度を規定している。

一方、有人宇宙船であれロボット宇宙船であれ、国際宇宙ステーション (ISS) の近傍で運用する又は ISS へ接近する宇宙船、もしくは他の軌道を回る有人宇宙船は、宇宙船の安全な運用やドッキング操作を確実にするため、伝搬特性上有利な 410-420MHz 帯において 5km 以上離れた通信の必要があるとされている。

そこで、本議題により、周回有人宇宙船と近傍で通信を行う SRS (宇宙から宇宙) と、410-420 MHz 帯で運用されている FS 及び MS (航空移動業務は除く) との共用検討を行い、現在の pfd 制限値は修正せず、5km の距離制限の廃止や緩和の可能性も含め脚注 5.268 の見直しを行うもの。

加えて、船外活動以外に、SRS (宇宙から宇宙) システムによる 410-420 MHz 帯の、より一般的な利用を可能にするように、脚注 5.268 の見直しを行う。

<暫定見解案>

既存の一次業務の保護を確保した上で、RR 脚注 5.268 における 5 km の距離制限の緩和のための現在の ITU-R の研究を支持する。

議題 1.14 協定世界時（うるう秒調整）の見直しに関する議題

協定世界時（UTC）の修正又はその他の方法により、連続的基準時刻系を実現する可能性を検討し、適切な措置をとること。

<議題の概要>

決議第 653（WRC-12）に従い、UTC の修正又はその他の方法により、連続的基準時刻系を実現する可能性を検討し、ITU-R における研究（技術的及び運用上の課題等）を考慮して、適切な措置をとるもの。

<暫定見解案>

うるう秒調整を廃止した新たな連続時系は、ネットワークサービスやタイムスタンプサービス等の ICT 分野において円滑なサービス提供を可能とするものであることから、世界全体で新たな連続時系が使用されることが望ましい。
標準時が現行 UTC と新たな連続時系の 2 つが併用される場合は混乱が生じることが懸念される。

議題 1.15 海上移動業務における船上通信局の周波数要求の検討

決議第 358（WRC-12）に従って、海上移動業務における船上通信局の周波数要求を検討すること。

<議題の概要>

本議題は、船上通信局用に特定されている既存のチャンネル（450-470 MHz 帯で 6 波）が、船舶と港湾の運用に影響があるほどに混雑していることから、船上通信局用として海上移動業務にすでに分配されている UHF 帯（300-3000 MHz 帯）において、追加チャンネルの特定を検討するもの。

<暫定見解案>

追加チャンネルの特定については、既存の船上通信局の運用に支障を及ぼさないこと及び国内の他の無線局の運用に支障を与えないことを前提に支持する。

議題 1.16 船舶自動識別装置技術の新たな利用及び海上無線通信の向上のための、規制条項及び周波数分配の検討

決議第 360（WRC-12）に従って、船舶自動識別装置（Automatic Identification System（AIS））技術の新たな利用及び海上無線通信が向上するようにするための、規制条項及び周波数分配を検討すること。

<議題の概要>

新しい地上及び衛星 AIS アプリケーションを実現するために、これらのアプリケーションが現行 AIS の運用並びにほかの既存業務を劣化させることがないことを確保しつつ、可能なスペクトル分配を含め、無線通信規則の変更を検討するもの。

また、既存の海上移動及び移動衛星業務への分配の枠の中で海上無線通信に対する追加又は新規のアプリケーションを検討し、適切な規則上の対策を取る。

<暫定見解案>

新しい地上及び衛星 AIS アプリケーションの実現と海上無線通信の高度化のための ITU-R の研究を支持する。AIS の新たなチャンネル追加については、既存 AIS チャンネルに近い CH27（161.950 MHz）、CH 28（162 MHz）を特定することを支持する。

議題 1.17 航空機内無線通信を支援するための、分配を含む周波数要求及び規制措置の検討

決議第 423 (WRC-12) に従って、航空機内無線通信 (WAIC) を支援するため、適切な航空分配を含む、周波数要求及び規制措置を検討すること。

<議題の概要>

WAIC システムの実現を支援するため、既存の分配に応じて、WAIC と運航システムの保護要件を考慮した適切な航空分配を含む、規則措置を検討するもの。

<暫定見解案>

WAIC システムへの分配は、既存の業務に影響がないよう ITU-R で研究されることが重要であり、引き続き ITU-R における研究を支持する。

議題 1.18 自動車用高分解能レーダーのための 77.5-78.0GHz における無線標定業務への一次分配

決議第 654 (WRC-12) に従って、自動車用アプリケーションのための 77.5-78.0GHz における無線標定業務への一次分配を検討すること。

<議題の概要>

ITU-R の検討結果を考慮し、自動車用アプリケーションのための 77.5-78.0GHz における無線標定業務への一次分配を検討するもの。

<暫定見解案>

77.5-78.0 GHz の無線標定業務への一次分配によって、76.0-81.0 GHz における自動車レーダーを実現することにより、道路上における交通事故死者や傷害者を低減させることが可能となることから、77.5-78.0 GHz の無線標定業務への一次分配を支持する。

議題 2 無線通信規則 (RR) に参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

決議第 28 (WRC-03、改) に従って無線通信総会により通知される RR で参照による引用をされた改訂 ITU-R 勧告の調査、並びに決議第 27 (WRC-12、改) の第 1 附属書に従って RR に対応する参照の更新の要否を決定すること。

<議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-12 から WRC-15 までに改定された場合、改定された ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。

また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

<暫定見解案>

RR に記載される ITU-R 勧告の参照について、決議第 27 (WRC-12、改) 及び決議第 28 (WRC-03、改) に基づき、見直すことを支持する。

議題 4 決議・勧告の見直し

決議第 95 (WRC-07、改) に従い、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告を改正、置

換又は廃止する観点から見直すこと。

<議題の概要>

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わない WRC 決議・勧告が対象。

<暫定見解案>

本議題の検討対象となる WRC 決議及び勧告について、決議第 95 (WRC-07、改) に基づき、見直すことを支持する。

議題 7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

全権委員会決議第 86 (2002 年マラケシュ、改)「衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続」に応じ、決議第 86 (WRC-07、改) に従い、可能な変更について検討すること。

<議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、無線通信局 (BR) における衛星網ファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消並びに BR 及び主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

<暫定見解案>

本議題の検討対象となる衛星網の調整手続について、全権委員会決議第 86 (2002 年マラケシュ、改) に基づき、見直すことを支持する。また、適切な周波数調整を経てから運用開始するという原則を維持することとし、予期せぬ悪影響が生じる可能性がある包括的な見直しではなく、個々の問題点について慎重に検討する手法により、規則・手続の見直しを行うことを支持する。

議題 8 脚注からの自国の国名削除

決議第 26 (WRC-07、改) に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること。

<議題の概要>

無線通信規則 (RR) の周波数分配表を簡素化するため、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

<暫定見解案>

他国の脚注からの自国名削除について、基本的には我が国の既存業務に対し影響はないことから支持する。

議題 9.1 無線通信局長報告の検討

以下の無線通信局長報告を検討し、承認すること。

- Issue 9.1.1 406-406.1 MHz帯における移動衛星業務 (MSS) で運用するシステムの保護
- Issue 9.1.2 衛星の調整軌道弧縮小に関する検討
- Issue 9.1.3 途上国における国際公共通信業務のための衛星軌道位置及び周波数に関する検討

- Issue 9.1.4 無線通信規則の更新及び再構成
- Issue 9.1.5 第一地域のいくつかの国における航空機の安全運用及び信頼できる気象情報の配信の補助として、3400-4200 MHz帯における既存及び将来の固定衛星業務の運用を支援するための技術及び規制措置の検討
- Issue 9.1.6 固定業務、固定局及び移動局の定義に関する検討
- Issue 9.1.7 緊急事態及び自然災害軽減のための周波数管理ガイドラインに関する検討
- Issue 9.1.8 ナノサテライト及びピコサテライトの規則面に関する検討

<議題の概要>

Issue 9.1.1 406-406.1 MHz帯における移動衛星業務 (MSS) で運用するシステムの保護

406-406.1 MHz 帯は、WARC-79 で MSS (地球から宇宙) に分配された帯域であり、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) に資するため (RR 第 31 条)、RR 脚注 5.266 により、その使用が小電力の衛星非常用位置指示無線標識 (衛星 EPIRB) に限定されている。また、同脚注 5.267 により、当該帯域においては、当該帯域の使用を認められたものに有害な混信を生じさせる可能性のあるものは、いかなるものも発射を禁止されている。

しかしながら、近年は 406-406.1 MHz 帯を使用する EPIRB 以外の無線局の運用が観測されている。また、多くの主管庁が隣接バンドにおいて商用ベースで移動業務 (MS) を展開するという意向を表明しており、当該帯域の隣接バンドからの発射が適切に規制されないと、コスパス・サーサット (Cospas-Sarsat) ・システムで捕捉されるノイズが上昇し、無線標識からの信号を検出・中継する能力を妨害されるおそれがある。

そのため、本課題により、決議第205 (WRC-12、改) に従い、406-406.1 MHz帯におけるMSS (コスパス・サーサット) の保護を検討するもの。

Issue 9.1.2 衛星の調整軌道弧縮小に関する検討

衛星調整軌道弧は衛星調整ファイリングの審査業務を効率化するために導入されたものであり、さらなる効率化のため 6/4GHz 帯および 14/11/10/12GHz 帯においてさらに調整軌道弧を縮小することが適当であるか、また 30/20GHz 帯においても調整軌道弧の縮小が適当であるかを研究するもの。加えて現在の保護基準である $\Delta T/T = 6\%$ の有用性や妥当性等について検討するもの。

Issue 9.1.3 途上国における国際公共通信業務のための衛星軌道位置及び周波数に関する検討

ITU-R 勧告、レポート及び RR 上の手続き規則によって定義される衛星技術及びアプリケーションについて、途上国における衛星通信網及びサービスの実装の開発の手助けとなる要求を ITU 電気通信開発部門 (ITU-D) が行ったときは ITU-R は情報を提供するものとし、また、衛星技術を通じて公共の国際電気通信サービスの有効性を増強させる追加の規制措置を適用する必要があるか判断する研究に着手し、WRC-15 において結果を報告するもの。

Issue 9.1.4 無線通信規則 (RR) の更新及び再構成

RR において内容に重複のある条文や、二重参照をおこなっている条文等の整理を行うもの。ただし、第 1、4、5、6、7、8、9、11、13、14、15、16、17、18、21、22、23 及び 59 条並びに定期的に見直しが見直しがされることになっている条項については対象外とする。

ITU-R 加盟国は、本作業に積極的に貢献することが求められており、WRC-15 にて本作業の報告を行うもの。

Issue 9.1.5 第一地域のいくつかの国における航空機の安全運用及び信頼できる気象情報の配信の補助として、3400-4200 MHz帯における既存及び将来の固定衛星業務 (FSS) の運用を支援するための技術及び規制措置の検討

遠隔地では最新の民間航空機に求められる地上通信インフラが不足している上、遠隔地では地上インフラの整備にかかる費用が高い。そのため、本議題は、この問題を解消するため、第一地域において、航空交通管制 (ATC) 間や遠隔地の航空局との通信を支援するための FSS の地球局の技術面及び規則面について検討するもの。

なお、決議第 20 (WRC-03、改) は、ITU 事務総局長に対して、「国際民間航空機関 (ICAO) に、航空通信を改善しようとする開発途上国に対する支援、特に新技術に関する技術者の訓練への援助とともに、機器の導入計画、設置、運用及び保守に係る技術的助言の提供の継続を働きかけること」を要請している。

Issue 9.1.6 固定業務、固定局及び移動局の定義に関する検討

修正の可能性も視野に、RR 第 1 条の固定業務、固定局及び移動局の定義を見直すもの。

また、定義が変更された場合、無線通信規則における規制上の手続 (調整、通知及び記録) にもたらされる可能性のある影響並びに現行周波数分配及び他業務にもたらされる影響を研究する。

Issue 9.1.7 緊急事態及び自然災害軽減のための周波数管理ガイドラインに関する検討

緊急及び災害救援のために使用可能な周波数帯を、できるだけ速やかに無線通信局に伝えるよう、主管庁に対し奨励するもの。

災害救援のための人道的支援介入の最初期の段階において使用可能な周波数を保持することの重要性を主管庁に対し繰り返す。

Issue 9.1.8 ナノサテライト及びピコサテライトの規則面に関する検討

ナノサテライト及びピコサテライトについて、その短い開発の期間や短い衛星寿命及び独特の軌道をもつ特性を考慮し、運用可能な状態とするため宇宙通信網の通告手続き規則について調査し修正の可能性の検討を行うもの。

<暫定見解案>

Issue 9.1.1

406-406.1MHz 帯を使用するコスパス・サーサット・システムは人命の安全に係る重要なシステムである一方、本システムの隣接帯域においては、既に多数の無線局が運用されている。そのため、当該隣接帯域で運用する無線業務に過度な制約を課さないように留意した上で、本システムを適切に保護することが必要である。

Issue 9.1.2

調整軌道弧及び調整しきい値について、それらを変更した場合の影響を十分に考慮し、技術的条件の研究を進めることを支持する。

Issue 9.1.3

研究を進めることを支持する。

Issue 9.1.4

研究を進めることを支持する。

Issue 9.1.5

ITU-R の研究を支持する。

Issue 9.1.6

既存システムや既存の業務に影響を与えることのないように留意すべきことを踏まえ、固定業務、固定局及び移動局について、既存の定義等を維持することが適当である。

Issue 9.1.7

緊急事態及び自然災害軽減のための周波数管理ガイドラインに関する検討について、研究を進めることを支持する。

Issue 9.1.8

ナノサテライト及びピコサテライトの規則面の検討に当たっては、既存業務、及び、無線通信規則に基づき運用中あるいは運用計画中の無線局への影響を十分に考慮し、ITU-Rでの検討を進めることを支持する。

将来におけるナノサテライト及びピコサテライトの商用目的での利用可能性を勘案し、ITU-R及びAPT等において、ナノサテライト及びピコサテライトの技術動向及びアプリケーション等を踏まえた新たな研究を行うことを支持する。

議題9.2 無線通信規則 (RR) 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討

RRの適用の際に生じた困難又は矛盾に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

RRを実際に適用していくなかで遭遇する、失効している規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRCで検討、承認するもの。

<暫定見解案>

特になし。

議題9.3 決議第80 (WRC-07 改定) の規定に応じた措置に関する検討

決議第 80 (WRC-07、改) に応じた措置に関する無線通信局長の報告を検討し、承認すること。

<議題の概要>

決議第 80 (静止衛星軌道及びその他の衛星軌道並びに周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定) に基づき、ITU 憲章第 44 条に含まれる基本原則について、今後 ITU-R で研究のうえ無線通信規則委員会 (RRB) において審議し、その進捗状況を無線通信局長報告として毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

<暫定見解案>

特になし。

議題 10 将来の世界無線通信会議の議題

次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること並びに決議第 808 (WRC-12) を考慮して、後続の世界無線通信会議のための仮議題及び将来の世界無線通信会議で検討する可能性のある議題に関する見解を表明すること。

<議題の概要>

次回、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を設定するもの。

<暫定見解案>

特になし。